

七尾市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱

平成31年 3月29日

告示第 53号

(趣旨)

第1条 この告示は、七尾市における道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保することを目的として、倒壊等の危険性のあるブロック塀を除却する費用に対する補助金を予算の範囲内で交付することについて、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀 コンクリートブロック塀又は石塀をいう。
- (2) コンクリートブロック塀 コンクリートブロック造の塀及び門柱をいう。
- (3) 石塀 コンクリートブロック塀以外の石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、道路に面したブロック塀で、道路の通行人の安全を確保するために除却する必要があると市長が認めるブロック塀(以下「危険ブロック塀」という。)の全部又は一部を除却する者で、別表第1又は別表第2に掲げる危険ブロック塀判断基準を満たしていない項目が1項目でもある者に交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、除却する危険ブロック塀の面積(道路に面する部分の面積で1平方メートル未満の端数を切り捨てたものをいう。以下「見付け面積」という。)に、1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額とし、その額は10万円を上限とする。

(適用除外)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する危険ブロック塀については、当該除却に係る補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している危険ブロック塀

(2) 他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付の対象となるもの

(3) 市税を滞納している者

(4) 過去に同一敷地でこの補助金の交付を受けた者

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、七尾市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 別表第1又は別表第2

(2) 事業の内容及び経費の配分（様式第2号）

(3) 付近見取り図、着工前写真、工事内容を示す図面や書類

(4) 工事請負契約書の写し又は見積書の写し（押印があるもので、補助該当金額が明確なもの）

(5) 申請者本人の住民票の写し（抄本）

(6) ブロック塀を含む建物所有権が確認できるもの

(7) 市税を滞納していないことの証明書（様式第3号）

(8) 委任状（代理人が申請する場合に限る。）（様式第4号）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(除却の実施)

第7条 申請者は、交付決定通知書の交付を受けた日から、その年度内の60日以内に除却が完了できるように努めなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、除却が完了したときは、七尾市危険ブロック塀の除却に関する補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 着工前写真、工事写真、完成写真

(2) 契約書又は請求書の写し

(3) 領収書の写し（押印及び印紙税による収入印紙のあるもの）

(4) 建設業許可書又は解体工事業の登録書の写し

(5) 除却施工証明書（様式第6号）

(補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金の額の確定通知があったときは、速やかに七尾市危険ブロック塀の除却に関する補助金請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

◆コンクリートブロック塀（コンクリートブロック造の塀及び門柱）

判定区分		判定基準	申請者判定	審査判定
1	塀の高さ	塀の高さ2.2m以下である		
2	壁の厚さ	壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀であれば10cm）以上である。		
3	鉄筋の有無	壁丁及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が配置されている		
4	鉄筋の有無	壁内には、9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置されている		
5	控壁（塀高さ1.2m以下は判定不要）	長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けている		
6	鉄筋の定着	壁頂、基礎、壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している（ただし縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる）		
7	基礎（塀高さ1.2m以下は判定不要）	基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上である		
8	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない		

※基準を満たしていない場合は「×」とする。

判定が「×」の場合は、状況が確認できる写真等を添付すること。

別表第2（第3条関係）

◆石塀（石造その他の組積造の塀及び門柱）

判定区分		判定基準	申請者判定	審査判定
1	塀の高さ	塀の高さ1.2m以下である		
2	壁の厚さ	壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上である		
3	控壁	長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁が設置されている。（ただし、その部分における壁の厚さが判定区分2による壁の厚さの1.5倍以上ある場合は設置されてなくてもよい）		
4	基礎	基礎の根入れ深さは、20cm以上である		
5	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない		

※基準を満たしていない場合は「×」とする。

判定が「×」の場合は、状況が確認できる写真等を添付すること。